

(5) 中空断面の柱に筋かいを取り付ける場合の注意事項

具体的な法令上の制限は示されていないが、平19国交告第594号第1第一号及び第二号に基づき、冷間成形角形鋼管等の中空断面の柱に筋かいを取り付ける場合には以下の注意が必要である。

- 5       ・筋かい材が柱材に対して偏心して接合しないようにする。やむを得ず偏心して接合する場合には、その影響の検討を行う必要がある。
- 10      ・筋かい材のガセットプレートなどが柱に取り付く部分では、筋かい材の力（圧縮力や引張力など）によって、角形鋼管の板要素に図6.3-2に示すような大きな面外曲げ変形が生じ、筋かい材としての耐力が十分発揮されない場合がある。また、この板要素の面外変形によって柱材としての耐力が発揮できない場合もある。角形鋼管は、閉鎖形断面のため一般には鋼管内部の補強が難しい断面材であるが、筋かい材を取り付ける場合には、このような局所的な変形が生じないように鋼管内部や外部に十分な補強を行う必要がある。

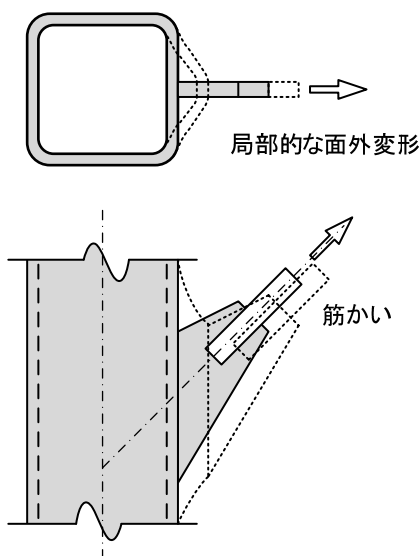


図6.3-2 鋼管の局所的な面外変形

6.3.3 鉄骨造のルート2の計算

告示 昭55建告第1791号第1～第3

最終改正 平成29年9月26日国土交通省告示第867号

建築物の地震に対する安全性を確かめるために必要な構造計算の基準を定める件

建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第82条の6第三号の規定に基づき、建築物の地震に対する安全性を確かめるために必要な構造計算の基準を次のように定める。

第1 木造の建築物等に関する基準

一～三 (略)

四 建築物の地上部分の塔状比（計算しようとする方向における架構の幅に対する高さの比をいう。）が4を超えないことを確かめること。

五 (略)

第2 鉄骨造の建築物等に関する基準